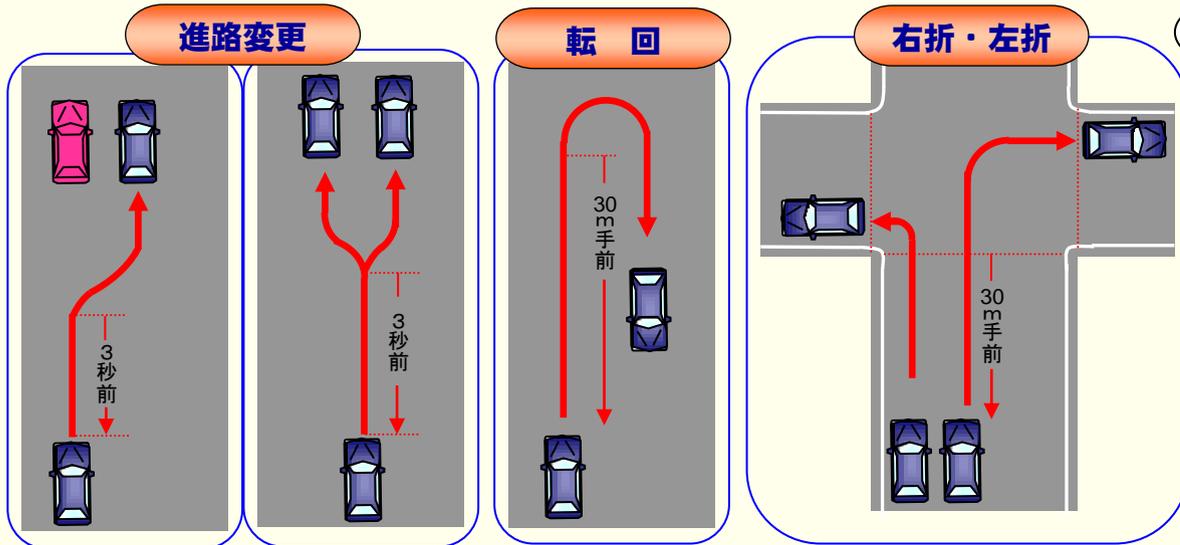


合図はしっかり出しましょう！

合図の開始時期



群馬県内のドライバーは、「合図を出すのが遅い」とか「合図を出さない」とよく言われています。

合図はキチンと出して交通事故防止に努めましょう！



上州くん



みやまちゃん

◎ 右折、左折の合図

その行為をしようとする地点または交差点の手前の側端から**30メートル手前**の地点に達したとき。

◎ 転回するときの合図

その行為をしようとする地点から**30メートル手前**の地点に達したとき。

◎ 同一方向に進行しながら進路を変えるとき合図

その行為をしようとするときの**3秒前**。

◎ 徐行、停止、後退する時の合図

その行為をしようとするとき。

合図不履行

反則金

大型7千円、普通6千円

二輪6千円、原付5千円

違反点・1点

合図の義務

(道路交通法第53条第1項)

(罰則:5万円以下の罰金)

車両(自転車以外の軽車両を除く)の運転者は、

- 右折、左折するとき
- 転回するとき
- 同一方向に進行しながら進路を変えるとき

等は、合図をし、かつ、これらの行為が終わるまでその合図を継続しなければならない。

「交通マナー先進ぐんま」運動推進中！！ 群馬県警察本部